

青森県報

第二千四百三十八号

平成十七年
二月七日
(月曜日)

告 示

右 同 (同) (四)
 右 同 (同) (五)
 県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) (六)

目 次

道路の区域の変更 (道 路 課) : 一
 道路の供用の開始 (同) : 一
 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川砂防課) : 二
 公 告
 大規模小売店舗の変更の届出 (経営振興課) : 二
 右 同 (同) : 三
 右 同 (同) : 四

青森県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年三月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三三八号	下北郡脇野沢村大字脇野沢字源籐城七五から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字源籐城五八の二まで 下北郡脇野沢村大字脇野沢字源籐城三五まで	前 前 後	三〇・〇〇メートルから 一四・五〇メートルまで 一四・五〇メートルから 一九・五〇メートルまで	六四・七〇メートル 一一八・〇〇メートル 一一八・〇〇メートル	

青森県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年三月六日まで青森県県土整備部道

路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

代表取締役社長 堀澤勝巳	代表取締役社長 岡眞則
北海道リーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役社長 岡眞則	セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役社長 岡眞則
一六・七一	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一外二者

四 届出年月日

平成十七年一月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年二月七日から同年六月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年六月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八戸タウンセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変
株式会社パセリ菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 小泉忠男	株式会社パセリ菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 松尾明					平成 一六・三・一
年月日	年月日					

四 届出年月日

平成十七年一月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十七年二月七日から同年六月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年六月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新小中野店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	月
						日	

株式会社パセリ菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 小泉忠男	株式会社パセリ菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 松尾明	平成 一六・三・一
--	---	--------------

四 届出年月日

平成十七年一月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十七年二月七日から同年六月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年六月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース南類家店
八戸市南類家二丁目九の五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
八重洲リース株式会社 東京都中央区京橋二丁目三の一九 代表取締役 松重征夫	八重洲リース株式会社 東京都中央区京橋二丁目三の一九 代表取締役 寺島靖男	平成 一六・四・一

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

- 四 届出年月日
平成十七年一月二十六日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

- 2 期間
平成十七年二月七日から同年六月七日まで

- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

- ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十七年六月七日

- 2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース・かんぶん上北町店
上北郡上北町旭北一丁目六八〇の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社菅文
岩手県二戸市堀野字長地七五の四
代表取締役 菅陽悦
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社パセリ菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 小泉忠男	株式会社パセリ菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 松尾明	平成 一六・三・一

四 届出年月日

平成十七年一月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び北町役場

2 期間

平成十七年二月七日から同年六月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、上北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年六月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、嘉瀬沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年二月八日から同年三月八日まで

三 縦覧の場所

平賀町役場

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭